令和8年度岐阜県選奨生奨学金募集要項(予約採用)一高校・高車一

令和8年度の岐阜県選奨生採用候補者を下記のとおり募集します。

<u>この奨学金は貸与ですので、貸与終了後は、全額返還していただくことになります。</u> 募集要項をよく読まれたうえで申請を行ってください。

【申請期間】

令和7年10月1日(水)~令和7年11月14日(金)

※申請の提出期限は、在学校から岐阜県教育委員会へ送付する期限です。

※在学校の提出期限をお確かめください。

【申請書類提出先】

在学校の奨学金担当

【申込資格】

中学校(中等教育学校前期課程及び特別支援学校の中等部を含む)の第3学年に在学し、令和8年4月に高等学校等(高等学校及び中等教育学校の後期課程(専攻科及び別科を除く。)、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程又は高等専門学校へ進学を希望する人で、次の条件のすべてに該当する生徒が対象となります。

①岐阜県内に住所を有する者の子弟であること。

(本人のみが岐阜県内に住所を有する場合は該当しません。)

- ②人物、学業ともに優秀であること(成績基準は5ページ参照)。
- ③修学に十分耐え得る健康状態であること。
- ④経済的理由により修学が困難であること(所得基準は5ページ参照)。

【申請手続】

申請希望者は、申請用紙に必要事項を記入の上、関係書類を添付して、<u>在学する学校の奨学金</u>担当者等に提出(マイナンバー提出書類を除く)してください。

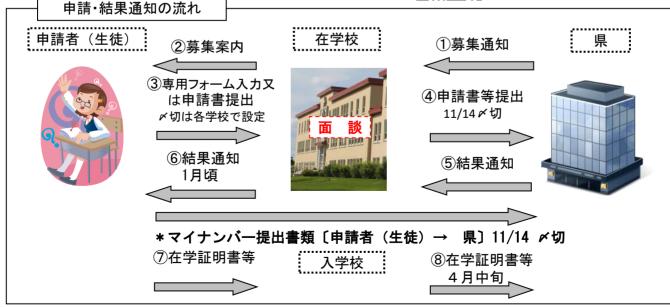
【申請にあたっての注意】

申請希望者は、在学校の提出期限内に、当奨学金ホームページに記載されている《申請者》専用申請フォームへの申請(入力+送信、学校への入力内容の写しの提出)と各必要提出書類について、 <u>在学する学校の奨学金担当者等への提出(マイナンバー提出書類を除く)が必要です。</u>

*在学する学生から、申請フォームの入力内容の印刷についてご相談があった場合には、学校で印刷いただくなどご協力をお願いします。

◆「岐阜県奨学金」ページ(岐阜県公式ホームページ内) https://www.pref.gifu.lg.jp/page/178158.html





【採用の通知】

審査結果は、採用・不採用の内定にかかわらず在学する学校を通じて1月頃にお知らせします。正式な採用は、高等学校等に入学後、進学先の学校を通じて在学証明書等を提出してからとなります。

【制度の概要】

1 奨学金の貸与月額

区分		自宅通学	下宿費用又は 通学費用加算 (※) 5,000円加算	下宿費用又は 通学費用加算 (※) 10,000円加算
高等学校(専攻	国公	18,000円	23,000円	28,000円
料、別科を除く)、 特別支援学校	立	30,000円	35,000円	40,000円
の高等部、専	#1 	30,000円	35,000円	40,000円
修学校 (高等課程)	私立	47,000円	52,000円	57,000円

貸与月額は、入学後に通学の状況等により決定することになります。 貸与月額は公立・私立、自宅・自宅外等の各区分の単価の中から希望額を選択できます。 例)自宅通学者(国公立) 18,000円または30,000円の中から選択。

- ※ 下宿費用加算は、申請時に自宅外から通学している者が対象。
- ※ 通学費用加算とは申請時において、公共交通機関を利用して通学する生徒で通学費を概ね月額8,000円以上負担している者が対象。(3、6ヶ月定期を利用の場合は、それぞれの月数で割って1月あたりの額を計算。複数の交通機関を利用の場合はその合計額。)

<通学費の計算例> 電車とバスを利用している場合

①通学定期(電車) 3ヶ月 15,000円 1ヶ月あたり 15,000円÷3ヶ月=5,000円 ②通学定期(バス) 6ヶ月 30,000円 1ヶ月あたり 30,000円÷6ヶ月=5,000円 合計 10,000円≧8,000円 →通学費高額負担者の区分での申請が可能

区分	貸与月額	日本学生支援機構の奨学 金(貸与型)を併せて受 ける場合
高等専門学校	18,000円	14,000円

2 奨学金の貸与方法

奨学金は、5月(4~6月分)、7月(7~9月分)、10月(10~12月分)、1月(1月~3月分)の各月の下旬に奨学生名義の口座に振り込みます。

3 奨学金の返還

貸与終了後、約半年の据置期間をおいて10年以内に貸与を受けた総額を返還していただきます。

返還は、県から送付する「納入通知書」により指定の金融機関での納入(※1)または口座からの自動引落し(※2)により納入していただきます。返還月は6月と12月の年2回ですが、口座からの自動引落しは月賦払いも可能です。

この奨学金は無利息ですので、元金のみを返還していただきますが、<u>各返還期日までに返</u>**還されない場合は延滞金が発生します**。

- ※1 納入する金融機関が、県の指定金融機関(県内の金融機関と一部県外の銀行)以外の場合、振込手数料がかかる場合があります。
- ※2 口座から自動引き落としできる金融機関は指定されています。

○卒業後10年間、年2回(6、12月)の計20回に分けて返還。(口座振替の場合は月賦も可) ○大学等に進学した場合、経済的に困窮している場合は、申請によりその期間は返還を猶予できます。

貸与額と10年・半年賦方式で返還する場合の1回あたりの返還額は下記のとおりです。 参考としてください。

①貸与月額 18,000円 の場合

貸与期間	貸与額合計(A)	1回あたりの返還額 A÷20回
1年間	216,000円	10,800円
2年間	432,000円	21,600円
3年間	648,000円	32,400円
4年間	864,000円	43,200円
5年間	1,080,000円	54,000円

②貸与月額 30,000円 の場合

貸与期間	貸与額合計(A)	1回あたりの返還額 A÷20回
1年間	360,000円	18,000円
2年間	720,000円	36,000円
3年間	1,080,000円	54,000円

③貸与月額 47,000円 の場合

貸与期間	貸与額合計(A)	1回あたりの返還額 A÷20回
1年間	564,000円	28,200円
2年間	1,128,000円	56,400円
3年間	1,692,000円	84,600円

〇滞納者に対する処置

- (1)奨学生本人が返還しない場合は、連帯保証人に返還の請求をします。
- (2)滞納者に対しては、委託している債権回収会社から返還請求する場合があります。
- (3)著しく返還を怠った場合は、強制執行の手続きをとることがあります。
- (4)裁判所、弁護士等を使った場合、その費用も合わせて請求します。

4 個人情報について

申請書等にご記入いただいた情報等は、奨学金貸与・返還業務のために利用し、業務の目的の適正な範囲において、学校・金融機関等に必要に応じて提供することがありますが、その他の目的で利用することはありません。

【マイナンバーの提出について】

住民票、所得課税証明書について、申請者等から提出されるマイナンバーにて情報を確認する方法により、マイナンバーカード(写)提出の場合は、住民票、所得課税証明書の提出は不要となります。ただし、マイナンバーの提出は、申請者(生徒等)から県へ直接郵送(簡易書留)にて提出する必要があります。マイナンバーの提出先は学校ではありませんので、ご注意ください

- する必要があります。マイナンバーの提出先は学校ではありませんので、ご注意ください。 ◆マイナンバーカード(写)を提出する場合は、申請者(生徒等)がマイナンバーカード(写)を「マイナンバーカード(写)貼付台紙」に貼り付けて、申請期間(当日消印有効)に、県へ郵送(簡易書留)してください。
- ◆【高等学校進学予定者】本人のマイナンバーカード(写)を提出
- ◆【高等専門学校進学予定者】本人と世帯全員(就学者を除く)及び主たる家計支持者のマイナン バーカード(写)を提出

【マイナンバーの取扱いに関する留意事項】

奨学金を申し込む際に提出するマイナンバーは、法令上の定めにより、学校において取り扱うことができません。学校にマイナンバー提出書類(マイナンバーカード(写)貼付台紙)が提出された場合は、速やかに申請者本人に返却いただき、上記のとおり、申請者本人から直接県に郵送(簡易書留)するようご案内ください。

【申請書類】

以下の書類を、各学校の奨学金担当まで提出してください。

○提出書類一覧

O 1VE	田青類-	元				
番号	必	要	書	類	留意事項	備考
	専用フォ (オンライ カ内容の	つは	申請		 ○専用フォームから申請(オンライン申請) 当奨学金ホームページ内専用フォームに入力・送信し、学校へ入力内容の写しを提出してください。 〔入力内容の印刷について〕 ① 専用フォームへの回答後の送信完了画面にて『入力内容を印刷する』ボタンを押して頂くことでパソコン、スマートフォンの印刷画面に遷移し、印刷したいプリンタを選択し印刷が可能です。なお、プリンタ設定につきましては、パソコンやスマートフォン側の設定となりますので、デバイスごとに異なります。設定方法は各製品の設定マニュアル等をご確認願います。 ② 上記記載の方法で印刷ができない場合には、在学する学校にご相談のうえ、受付完了メール(入力内容が記載されています)を学校へ送信し、学校での印刷を依頼してください。 ※フォーム入力後、送信すると再度修正することができませんので、ご注意ください。 	
1	岐阜県選	星愛 生	丰奨	学金予	ア「親権者の同意」欄は、親権者が2人の場合は2名記載し、親権者が1人の場合は1名記載すること。	
	約採用申式) ※専用ファ た場合は	·請 ·	書(写 ムか	第1号様	イ「連帯保証人」欄は、必ずしも親権者でなくてもよいが、独立 の生計を営む成年者であること。	
	※留意事 ては、〔岐 金貸与申 出する場・	阜県請書	選奨	星生奨学 書面で提	ウ「家族の状況」欄は保護者の属する世帯で同一の生計を営む者 全員について記入すること。ただし、就学者については別居 している場合も記入すること。	
	項		•	·	エ「奨学金を希望する理由」欄は、家族・家庭の状況も併せて具 体的・詳細に記入すること。	

※申請、貸与、返還時を問わず、重要書類の提出時には連帯保証人の実印が必要となります。 また、貸与決定後の「誓約書」提出の際は、連帯保証人の印鑑登録証明書を提出していただきます。 滞納した場合、連帯保証人は本人と同等の責任を負うことになります。

番号	必要書類	留 意 事 項	備考
2	成績証明書	中学1,2年の成績証明書を提出してください。 (参考) 成績基準 中学1,2年時の評定平均が3.5以上	学校発行の証 明書
3	住民票(本籍地省略可)	◆【高等学校進学予定者】 本人のマイナンバーカード(写)を提出の場合は、住民票の提出は不要です。 ◆【高等専門学校進学予定者】 本人と世帯全員(就学者を除く)のマイナンバーカード(写)提出の場合は、住民票の提出は不要です。 ※状況によっては住民票の提出をお願いすることがあります。 ○住民票を提出する場合 ア 世帯全員の住民票を提出してください。	
	令和7年度(令和6年分)	(令和7年4月1日以降に発行されたもの) イ 申請者が別居の場合、申請者の住民票は必要ありません。 〇主たる家計支持者のマイナンバーカード(写)提出の場合は、所得課税証明書の提出は不要です。ただし、状況によっては提出をお願いすることがあります。	
4	の所得課税証明書 ※高等専門学校進学予定 者のみ	〇所得課税証明書を提出する場合 主たる家計支持者の所得課税証明書を提出してください。 (参考) 所得基準 主たる家計支持者の前年1年間の市町村民税所得割額が304,200円	未満
⑤	推薦調書	必ず本人が在学校の奨学金担当者又は担任に渡してください。	学校で作成
6	面談記録票	在学校の奨学金担当者又は担任が面談を行い、記入します。 申請者が記入しないで下さい。	学校の担当者 が面談後に記 入

お問い合わせ先

岐阜県教育委員会 教育財務課 管理経理係TEL 058-272-8734 〒500-8570 岐阜市薮田南2-1-1